8　常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注９、注11及び５の注３の⑴において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注９において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注９において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注９において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イの⑴又は⑵を算定する場合にあっては、注３又は注４の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	209単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	84単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	155単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	62単位
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	91単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	36単位

ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	418単位
㈡　利用定員が６人の場合	348単位
㈢　利用定員が７人の場合	299単位
㈣　利用定員が８人の場合	261単位
㈤　利用定員が９人の場合	232単位
㈥　利用定員が10人の場合	209単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	139単位
⑶　利用定員が７人の場合	293単位
⑷　利用定員が８人の場合	256単位
⑸　利用定員が９人の場合	228単位
⑹　利用定員が10人の場合	205単位
⑺　利用定員が11人以上の場合	102単位

8　常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。５の注３の⑴において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注８において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注８において同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあっては、注３又は注４の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

イ　児童指導員等を配置する場合

⑴　利用定員が10人以下の場合	195単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	78単位

ロ　その他の従業者を配置する場合

⑴　利用定員が10人以下の場合	183単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	73単位

（新設）

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日